

第I編 総則

第 1 章 総則	2
第 2 章 工事費の積算	6
第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額	42
第 4 章 スライド条項の運用について	47
第 5 章 数値基準	56
第 6 章 建設機械運転労務等	74
第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算	94
第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算	96
第 9 章 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算	99
第 10 章 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算	102
第 11 章 設計変更	106
第 12 章 その他	109

第1章 総則

1) 適用範囲等 -----	3
2) 請負工事の工事費構成 -----	4

1) 適用範囲等

1. 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、広島市の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。また、港湾工事や空港工事については、別途の定めによるものとする。

2. 設計書の作成

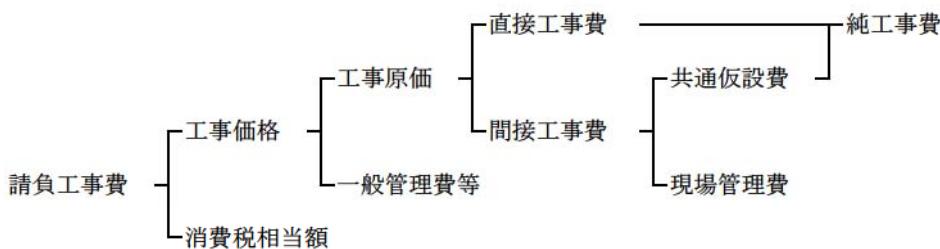
設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこない、明確に作成しなければならない。

2) 請負工事の工事費構成

1. 工事費の基本構成

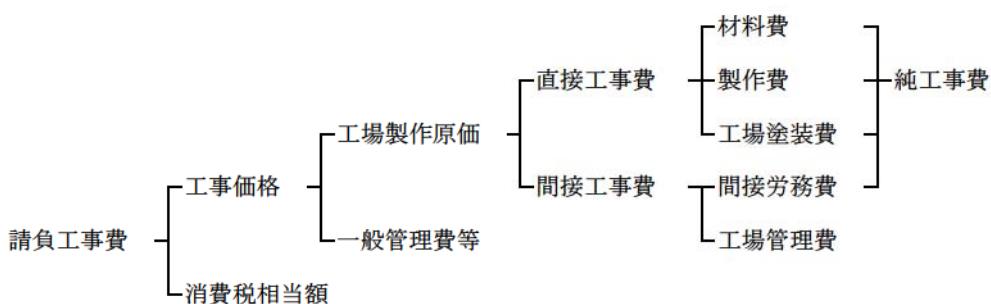
1-1 請負工事費の構成は、次のとおりとする。

(1) 一般土木

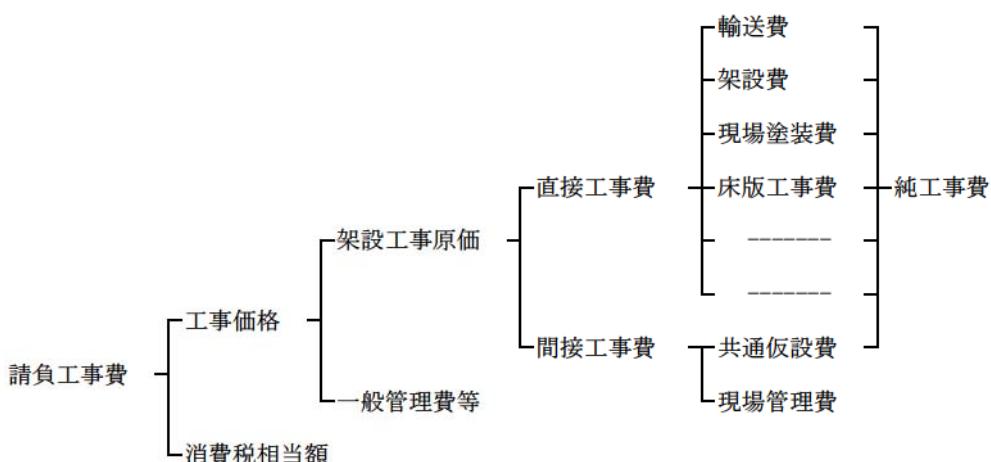


(2) 鋼橋製作

(イ) 工場製作



(ロ) 架設工事



(ハ) 一括請負の場合

工場製作から現場架設まで、一括請負とする場合には次のとおりとする。



1-2 請負工事費は、次の各号に掲げるものとする。**(1) 直接工事費**

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。

(2) 間接工事費

1) 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものとする。

2) 共通仮設費は、次に掲げるものについて積算するものとする。

- (イ) 運搬費
- (ロ) 準備費
- (ハ) 事業損失防止施設費
- (ニ) 安全費
- (ホ) 役務費
- (ヘ) 技術管理費
- (ト) 営繕費

3) 現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算するものとする。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算するものとする。

$$\text{一般管理費率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。